

西尾市学生支援緊急給付金 支給要項

新型コロナウイルス感染拡大の影響で、経済的に困っている大学生等に、西尾市が給付金を支給し支援をします。

1 概要

新型コロナウイルス感染拡大による影響で、アルバイト収入の大幅な減少などにより、経済的に困っている大学生等が、修学をあきらめることのないよう、国が「学生支援緊急給付金」として現金を支給します。

西尾市は、その「国の学生支援緊急給付金」の対象となった方に、上乘せとして、5万円の給付金を支給します。

ふるさと西尾の将来を担う若者が、経済的不安を払拭し、学業や研究に邁進できるよう応援します。

2 支給対象者

次の要件すべてを満たすもの

(1) 市内に住所を有している大学生等（大学生・大学院生・短期大生・高等専門学校生・留学生など）

なお、保護者が市内に住所を有していれば、下宿などで市外に居住している大学生等も対象とします。

※基準日は令和2年6月1日とします。（6月1日に住所を有していること）

(2) 国の「学生支援緊急給付金」の支給を受けたもの

※国の「学生支援緊急給付金」は、大学が推薦した者に対し、日本学生支援機構（JASSO）が支給する給付金です。詳細は、在学する大学等で確認してください。

※大学等独自の給付金や国民1人あたり10万円を支給する特別定額給付金とは異なりますのでご注意ください。

3 支給金額

大学生等1人あたり50,000円

4 申請方法

「7の提出書類」を教育庶務課（市役所4階）に持参していただくか、郵送で送付してください。

※宛先 〒445-8501 愛知県西尾市寄住町下田2番地 教育庶務課

※申請様式は、市ホームページでダウンロードしていただくか、下記担当までお電話していただければ、郵送にて送付いたします。

期限を9月30日から変更しました。

5 申請期間

令和2年6月10日（水）～11月30日（月）※消印有効

6 振込みについて

申請受付日から振り込みまで30日程度かかりますことをご承知ください。振り込みの確認ができない場合は、下記担当までお問合せください。

※振込先口座は、国の学生支援緊急給付金を受け取った口座としてください。

7 提出書類

以下の**3つの書類**を提出してください。

(1) 申請書 【様式第1号】

申請者本人が記入してください。

(2) 国の学生支援給付金を受け取ったことが確認できる書類 アとイの両方が必要です。

ア 学生支援緊急給付金に関する証明書 【参考様式】

※大学等が、あなたを「国の学生支援緊急給付金」の受給対象者とするために、日本学生支援機構（JASSO）へ推薦した者であることを証明する書類です。

※申請者本人が、大学等にて証明を受けてください。

イ 預貯金通帳の写し

※振込先口座通帳の表紙の写しと、学生支援緊急給付金を受け取ったことが分かる該当ページの写し。

8 この西尾市学生支援緊急給付金の制度について

この事業は、匿名の西尾市民の方及び西尾市ふるさと応援寄付金で寄付していただいた寄付金を活用しております。

9 その他

- (1) 提出期限までに適切に提出されない場合は受付できません。また、提出書類は一切返却しません。
- (2) 申請書の記載間違い等の事由により振り込みが完了せず、かつ、申請受付日から3か月後の期限までに申請者に連絡・確認できない場合には、西尾市は当該申請が取り下げられたものと見なします。
- (3) 給付金を支給後に、不正が判明した場合は、支給を取り消すとともに、支給した全額分を速やかに返還していただきます。

10 問合せ先

西尾市 教育庶務課 庶務担当 電話 0563-65-2172（ダイヤルイン）